

議案第 5 号

倉敷市立幼稚園条例の改正について

2 月定例市議会に提出する条例議案の作成に係る市長への意見の申出について、次のとおり議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市立幼稚園条例の一部を改正する条例

倉敷市立幼稚園条例（昭和 4 2 年倉敷市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 倉敷市立連島西浦幼稚園の項中「倉敷市立連島西浦幼稚園」を「倉敷市立連島幼稚園」に改め、同表倉敷市立連島東幼稚園の項及び倉敷市立呉妹幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

倉敷市立連島東幼稚園を倉敷市立連島西浦幼稚園に統合し、名称を連島幼稚園とし、倉敷市立呉妹幼稚園を倉敷市立箭田幼稚園に統合するため、条例を改正するものである。

倉敷市立幼稚園条例（昭和42年倉敷市条例第35号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
倉敷市立倉敷幼稚園	倉敷市中央2丁目7番1号	倉敷市立倉敷幼稚園	倉敷市中央2丁目7番1号
（略）	（略）	（略）	（略）
倉敷市立旭丘幼稚園	倉敷市連島町連島2,239番地	倉敷市立旭丘幼稚園	倉敷市連島町連島2,239番地
倉敷市立連島____幼稚園	倉敷市連島町亀島新田126番地	倉敷市立連島 <u>西浦</u> 幼稚園	倉敷市連島町亀島新田126番地
（削除）	（削除）	<u>倉敷市立連島東幼稚園</u>	<u>倉敷市連島町連島2,851番地</u>
倉敷市立連島南幼稚園	倉敷市連島町鶴新田1,705番地 倉敷市立連島南小学校内	倉敷市立連島南幼稚園	倉敷市連島町鶴新田1,705番地 倉敷市立連島南小学校内
（略）	（略）	（略）	（略）
倉敷市立箭田幼稚園	倉敷市真備町箭田1858番地	倉敷市立箭田幼稚園	倉敷市真備町箭田1858番地
（削除）	（削除）	<u>倉敷市立呉妹幼稚園</u>	<u>倉敷市真備町尾崎2418番地1</u>

倉敷市立幼稚園条例の改正について

1 改正理由

倉敷市立連島東幼稚園を倉敷市立連島西浦幼稚園に統合し、名称を連島幼稚園とし、倉敷市立呉妹幼稚園を倉敷市立箭田幼稚園に統合するため、条例を改正するものです。

2 改正内容

- (1) 倉敷市立連島西浦幼稚園の名称を改める。

改正前：倉敷市立連島西浦幼稚園

改正後：倉敷市立連島幼稚園

- (2) 幼稚園の名称及び位置を規定する表から、廃止となる幼稚園の項を削る。

廃止となる幼稚園：倉敷市立連島東幼稚園、倉敷市立呉妹幼稚園

3 施行期日

令和7年4月1日